

安全衛生管理への取り組み

危険予知訓練や安全体感教育などをとおして、安全感性を向上させ、総合完全無災害を目指して、安全衛生活動に取り組んでいます。

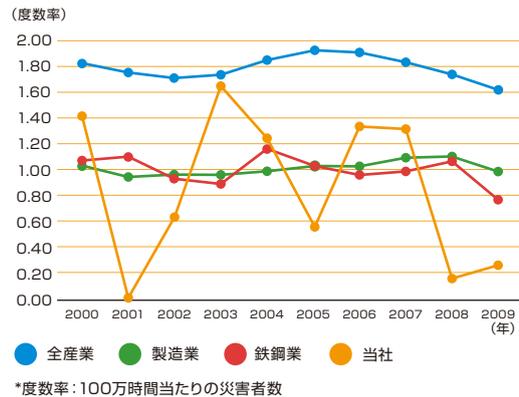
2009年労働安全衛生動向

「構内で働く一人ひとりが自らの作業を見直し、自然体でルールを順守できる自立した人を目指す」を基本方針に、6S（整理・整頓・清掃・清潔・躰・作法）の推進に取り組みました。

●労働災害件数の推移



●労働災害発生頻度 (休業度数率)



重点取組項目

[1] 人の教育

- 安全教育

[2] 設備・方法の対策

- リスクアセスメント手法による潜在危険対策推進
- 本質安全化の推進

[3] 組織面の取り組み

- 指揮命令系統の確立・強化
- 6Sの推進
 - ① 1~3年周期で全ての安全作業標準書を見直し、教育、訓練によりこれを身に付ける（平成10年以前に作成、改訂された作業標準書は、100%見直し実施）
 - ② クレーンサービス運転、玉掛作業に対する指導を強化する

[4] 請負工事の安全確保

- 各工事において、指揮命令系統を明確にし、安全指示命令を強化する
- 設備部工事担当者と業者工事責任者は、事前に工事施工計画書、工事安全チェックリストに基づいて安全ミーティングを行い、安全管理を強化する

[5] 作業環境改善

- 有害物質取扱い作業場（粉塵・有機溶剤・特化物・鉛作業場）の局所排気装置等の点検、清掃、修理を徹底する
- 環境測定管理区分「Ⅱ・Ⅲ」の職場に対し、設備能力の向上および設備改善を図り、良好な作業環境を構築する

[6] 交通災害の防止

- 交通安全週間期間中に交通ルールの指導を行う

●安全衛生管理組織図

